

参 考 1

発射状況調査
(DEURAS による発射測定)

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 26 条の 2 の規定により実施した令和 4 年度電波の利用状況の調査に資するため、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 5 条第 7 項に規定する電波の発射状況の調査として、DEURAS 電波監視システム（以下「DEURAS」という。）による発射状況の調査（以下「発射状況調査」という。）を実施した。

本調査は、DEURAS の利発調機能等を活用し、令和 4 年度電波の利用状況調査の対象である 714MHz 以下の周波数の電波のうち、航空無線(120MHz 帯)(航空局)、航空管制用無線(120MHz 帯)(航空局)及び市町村防災行政同報無線(60MHz 帯)(固定局)が使用する電波の発射状況を調査し、第 2 章第 2 節及び第 3 節の重点調査に係る発射状況調査を補完するものである。

電波監視システム (DEURAS: Detect Unlicensed Radio Stations) による発射状況調査について

- 各総合通信局等に設置されるDEURASの電波の周波数別及び時間別分布の状況を明らかにする機能等を活用し、重点調査の対象である航空無線(120MHz帯)(航空局)、航空管制用務線(120MHz帯)(航空局)、市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)の一部無線局を対象に測定した。
- 測定に活用したDEURASは全国で4箇所(北海道、関東、近畿、九州)、測定期間は30日間(0時~24時)。

【(例) 航空無線(120MHz帯)(航空局)】

測定結果からは第2章第2節の発射状況調査と同様の傾向が確認され、調査票調査の結果の確からしさを検証することができた。

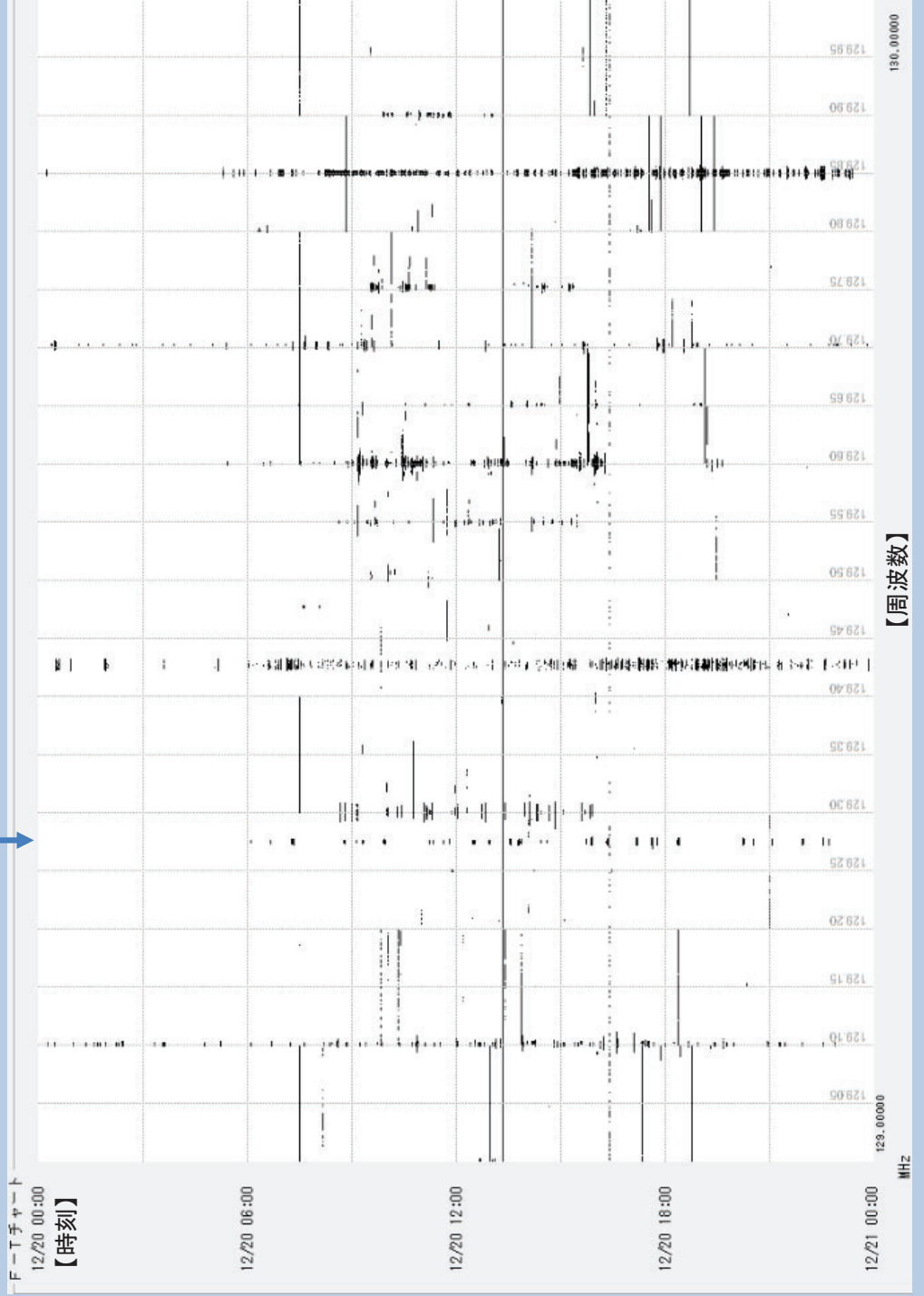
◆ 測定日時

2022年12月20日(火)
00:00~23:50

◆ 測定条件

周波数: 129.0MHz~130.0MHz
中心周波数: 129.5MHz
電圧: 25dBμV

調査対象の周波数ポイント

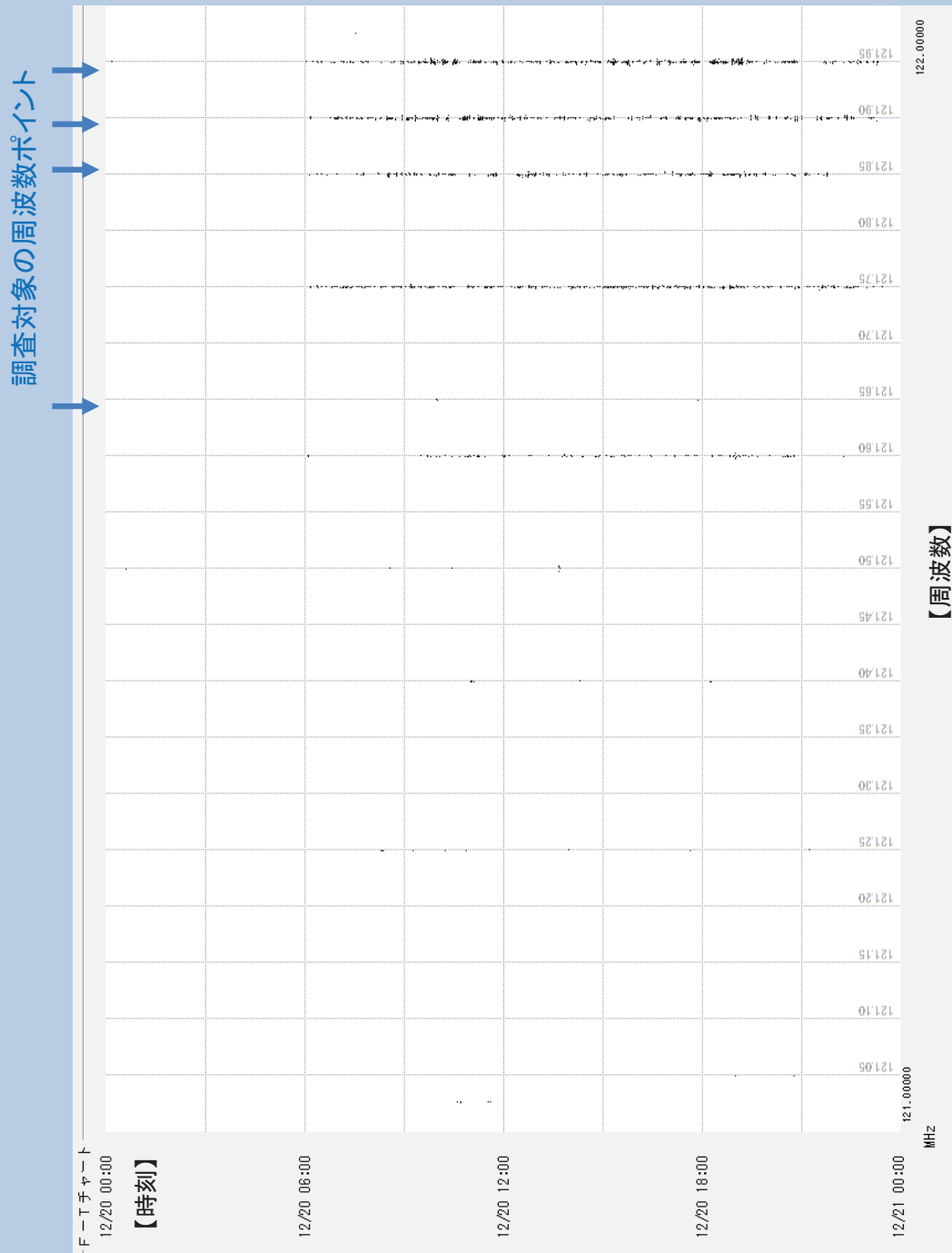


◆ 図表の見方:

- 入力電圧: 25dBμV以上
- 結果: 25dBμV以上で入感した電波を測定し、黒いドットは電波が発射されていたことを示す。

【(例) 航空管制用無線(120MHz帯)(航空局)】

測定結果からは第2章第2節の発射状況調査と同様の傾向が確認され、調査票調査の結果の確からしさを検証することができた。



◆ 測定日時

2022年12月20日(火)
00:00～23:50

◆ 測定条件

周波数 : 121.0MHz～122.0MHz
中心周波数 : 121.65MHz, 121.85MHz,
121.9MHz, 121.95MHz
電圧 : -15dBμV

◆ 図表の見方 :

- ・ 入力電圧 : -15dBμV以上
- ・ 結果 : -15dBμV以上で入感した電波を測定し、黒いドットは電波が発射されていたことを示す。

【(例) 市町村防災行政通報無線線(60MHz帯)(固定局)】

対象とした無線局の内、1局については電波の入感を確認することができた。
 測定結果の多くの日においては第2章第3節の発射状況調査と同様の傾向が確認され、調査票調査の結果の
 確からしさを検証することができた。

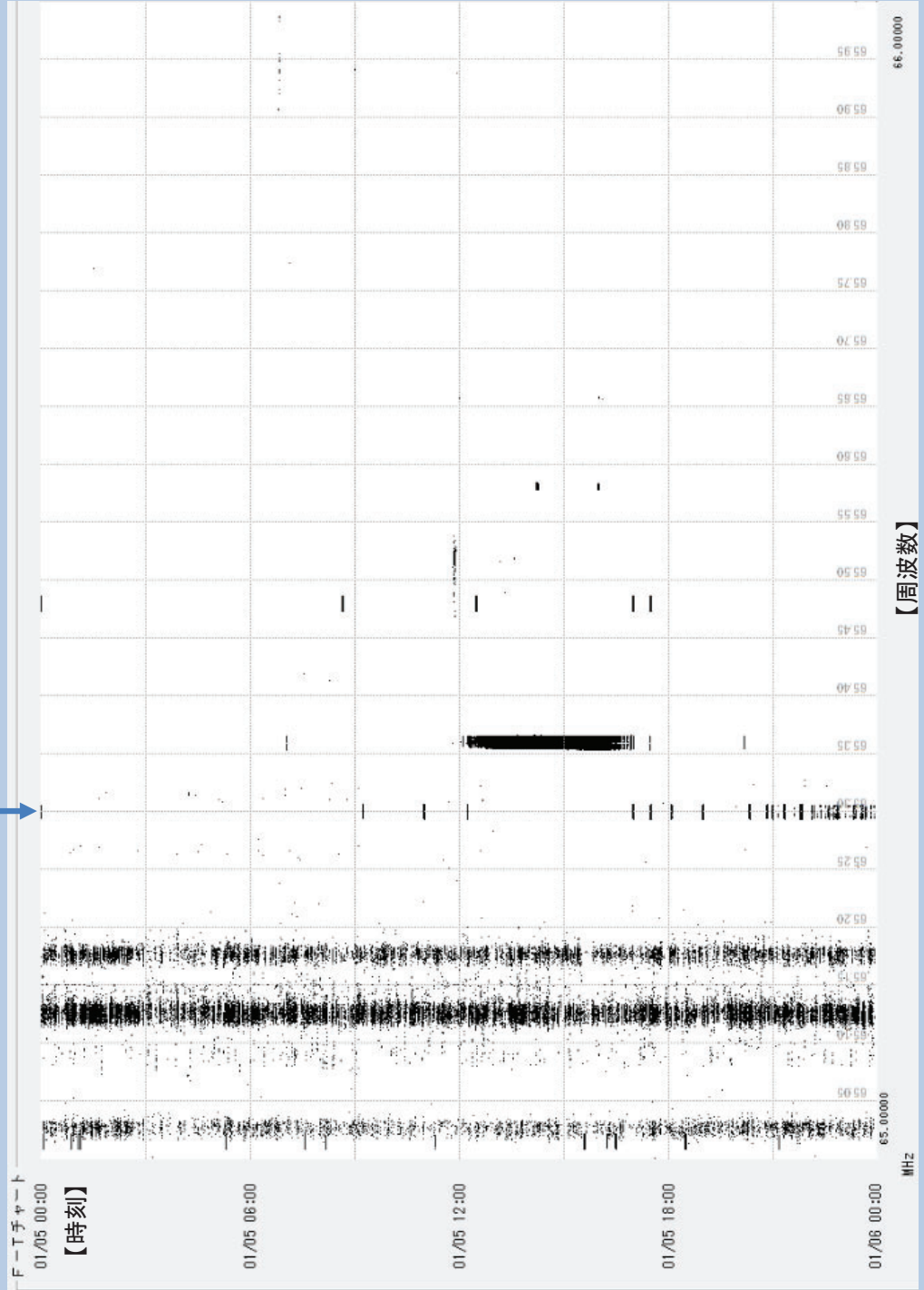
調査対象の周波数ポイント

◆測定日時

2023年 1月 5日 (木)
 00:00 ~ 23:50

◆測定条件

周波数 : 65.0MHz ~ 66.0MHz
 中心周波数 : 65.3MHz
 電圧 : -5dBμV



◆図表の見方 :

- ・入力電圧 : -5dBμV以上
- ・結果 : -5dBμV以上で入感した電波を測定し、黒いドットは電波が発射されていたことを示す。

【(例) 市町村防災行政同報無線(60MHz帯)(固定局)(続き)】

しかし、一部の日には連続して電波の入感を確認することがあった。
 この電波は、対象局付近で測定した第2章第3節の発射状況調査では観測できておらず、子局等の無線局の信号を検出した可能性がある。

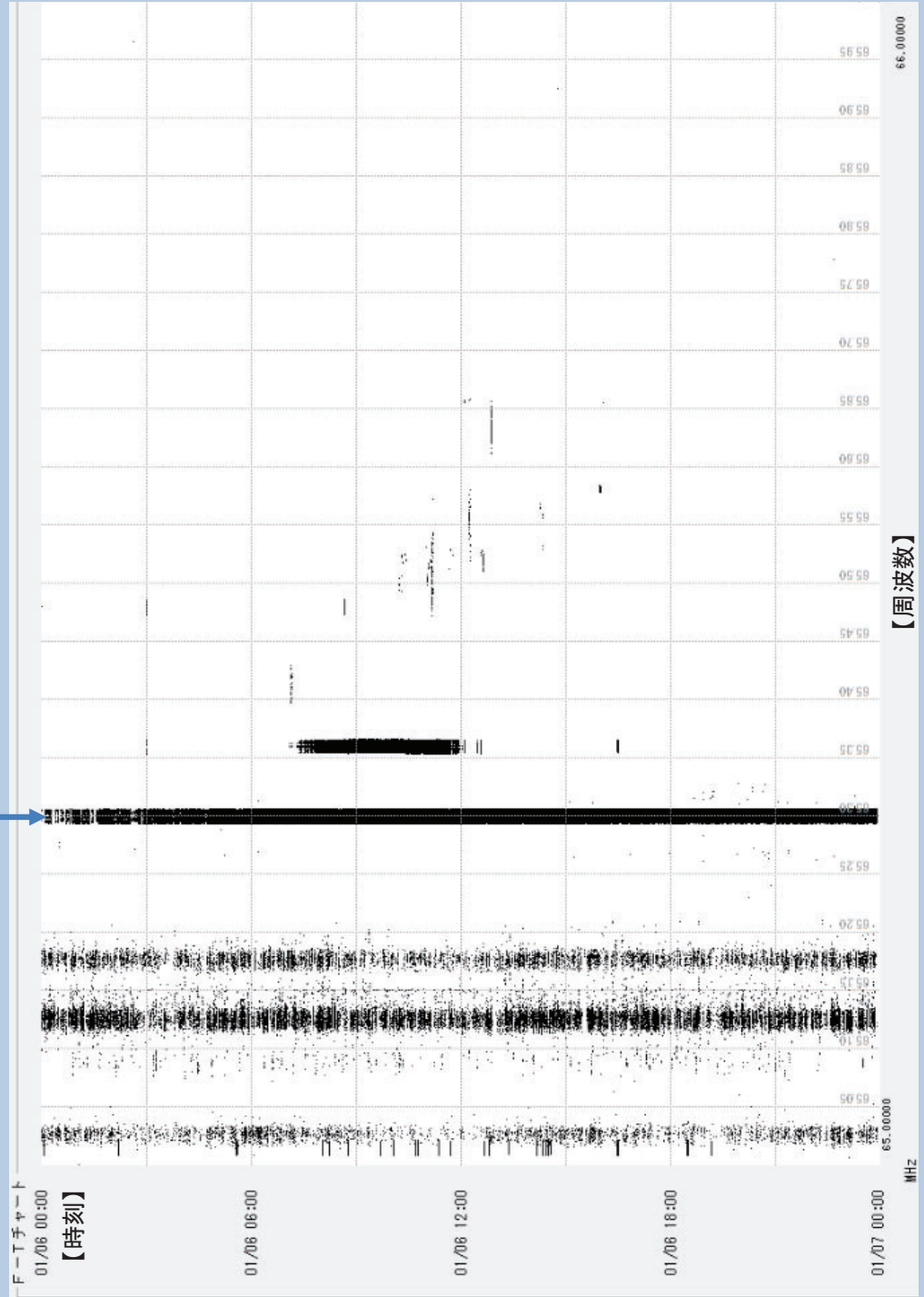
調査対象の周波数ポイント

◆ 測定日時

2023年 1月 6日 (金)
 00:00 ~ 23:50

◆ 測定条件

周波数 : 65.0MHz ~ 66.0MHz
 中心周波数 : 65.3MHz
 電圧 : -5dBμV



◆ 図表の見方 :

- ・ 入力電圧 : -5dBμV以上
- ・ 結果 : -5dBμV以上で入感した電波が測定し、黒いドットは電波が発射されていたことを示す。